第6期北九州市障害福祉計画·第2期北九州市障害児福祉計画 【概要版】(案)

1 計画の基本理念及び策定趣旨

「障害者総合支援法」の<u>「すべての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」</u>との理念を実現するため、同法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村計画として策定するもの。

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、<u>障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る令和5年度末の成果目標を設定するとともに、令和3年度から5年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の構築を総合的かつ計画的に図るための取組みを定める。</u>

本計画の策定にあたっては、国が示した基本指針を踏まえ、本市の実態を反映させた目標を設定する。

2 計画期間及び計画の位置付け

(1)計画期間:令和3年度~令和5年度(厚生労働省の基本指針による)

(2) 計画の位置付け

H30 年度 R 1 年度 R2年度 R3年度 R 4 年度 R5 年度 北九州市障害者支援計画 〇 「北九州市障害者計画」及び「北九州市障害福祉計画」、「北九州市障害児福祉計画」を包含 北九州市障害者計画 次期障害者計画を第7期 ○ 所管省庁:内閣府 障害福祉計画の始期と合 わせるため、終期をR4 ○ 計画期間:H30年度~R4年度 年度→R5年度とする。 ○ 障害者基本法に基づく本市の将来の障害福祉施策を総合的に推進するための ※「北九州市成年後見制 基本計画。障害者支援全般(福祉サービス、保健・医療、教育、就労、安全 度利用促進計画」を含 安心等)について幅広い分野の事項を規定 めるため一部変更 第6期北九州市障害福祉計画 ○ 所管省庁:厚生労働省 第5期北九州市障害福祉計画 ○ 計画期間:R3年度~R5年度 ○ 計画期間 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地 H30年度~R2年度 域生活支援事業の提供体制等を規定 第2期北九州市障害児福祉計画 第1期北九州市障害児福祉計画 ○ 所管省庁:厚生労働省 計画期間 H30年度~R2年度 計画期間:R3年度~R5年度 ○ 児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備等を規定

3 障害福祉サービス等ニーズ把握調査結果の概要

(1)暮らしの状況

- ・障害のある子どもを除くと、いずれの障害においても6割~8割が家族と同居している。
- ・3年以内も現在の生活を維持したい人が5割~7割(精神障害のある人を除く)。
- ・知的障害、発達障害の主たる<u>介助者が、50歳~60歳と高年齢化</u>しており、<u>健康に不安</u>がある人が4割~5割となっている。

(2) 通院・通所の状況、心身の状況(自宅で生活している精神障害のある人)

- ・精神科へ<u>通院している人が約8割</u>、精神科への入院経験がある人のうち<u>退院後から5年以</u> 上経過している人が約4割となっている。
- ・「心の状況は、<u>かなり良くなっている</u>」、「<u>少しずつ良くなっている</u>」を合わせると<u>約4割</u> となっている。

(3) 就労の状況

- ・いずれの障害種別においても、4割~5割が現在、就労している。
- ・障害福祉サービス利用者のうち就労系サービスの利用は、身体障害で約1割、知的障害で約3割、精神障害で約4割、難病で約0.5割、発達障害で約3割である。
- ・仕事を辞めた理由は、「障害や病気で身体的に働くことが困難になったため」とする割合が、いずれの種別でも4割~6割と高い。
- ・働くために必要なことは、「障害にあった仕事」や「周囲の理解」が多く挙げられた。

(4) 障害のある子どもの状況

- ・日中は「通園施設に行く」が約5割、「家庭で過ごす」が約2割となっている。
- ・障害児通所支援では「放課後等デイサービス」の利用が約5割、地域生活支援事業では「日常生活用具の給付・貸与」の利用が約3割と高くなっている。

(5) 支援体制と障害福祉サービス

- ・家族や親せき以外の相談先については、「利用している施設や事業所」、「通院している医療機関」、「友人」などが2割~4割を占めた。
- ・<u>相談機関に必要なこととして、「問題が解決するまで相談にのってくれる体制」、「気軽に</u>相談できる窓口」が求められている。
- ・障害福祉サービス等の利用状況について、利用サービスに対する満足度は全体的に高くなっている。

4 成果目標

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

ア 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末の施設入所者数(実績)	1,356人	60/以上较行
令和5年度末の地域生活への移行者数(目標)	82人以上	₹ 0 70 £X ± 1891 J

イ 施設入所者数の削減

令和元年度末の施設入所者数 (実績)	1,356人
令和5年度末の施設入所者数(目標)	1,334人以下 ▼ 1.6%以上減員

目標達成のための取組み

地域での自立した生活を支える居宅介護、重度訪問介護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保に努める。また、地域における生活の場のひとつであるグループホームの設置促進を図る。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 |

※ 国の指針では県単位の設定だが本市は 5期に引き続き設定

- ア 令和5年度末の精神病床における一年以上長期入院患者数を2,017人以下とする。
- イ 令和5年度の精神病床における<u>早期退院率</u>について、入院後<u>3か月時点を69%以上</u>、<u>6か月時点を</u> **86%以上、1年時点を92%以上**とする。 ※ 北九州医療圏の集計値

目標達成のための取組み

精神障害のある人への相談支援体制、グループホーム等の居住支援系サービスの確保に努めると ともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築する。

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化を見据えた居住支援のための地域生活支援拠点等の機能を維持・拡充するため、<u>運用状況を年1回以上検証・検討</u>する。

目標達成のための取組み

障害のある人やその家族の地域における生活を支える「地域生活支援拠点等」において、現行の「①緊急時の受け入れ・対応」「②地域の体制づくり」の機能を検証するとともに、「③緊急時必要なサービスのコーディネートや相談等の支援」「④体験の機会・場の提供」「⑤専門的人材の確保・養成」の機能を加えることで、障害のある人の生活を地域全体で支える居住支援体制の充実を図る。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練)を通じた一般就労への移行者数

令和元年度の一般就労への移行(実績)	229人	│ │ 1. 11倍以上
令和5年度の一般就労への移行(目標)	255人以上	

新ノイ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の 利用者数を増加させるとともに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 が8割以上の事業所を全体の8割以上とする。

目標達成のための取組み

就労系障害福祉サービスを確保しつつ、障害者しごとサポートセンターや国・県等の関係機関と連携し、特性に応じた就労支援を行うとともに、一般就労の受け皿の更なる拡大や就労の定着に取り組む。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの充実

令和5年度末までに全ての児童発達支援センターが<u>地域支援(保育所等訪問支援等)を適切に実</u> 施できるよう支援する。

保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら、<u>聴覚障害のある子ども及び保護者に対して</u> 切れ目のない支援を行う。

- ウ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの適切な運営に取り組むとともに、重度の障害 等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供する居宅 訪問型児童発達支援の充実を図る。
- エ 医療的ケア児に係る支援

医療的ケア児協議会を定期的に開催するなど、保健・医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、医療的ケア児の適切な支援を行う。

(新)オ 保育所等における障害児の受入れ

関係機関との連携により、<u>保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実</u>を図るとともに、**障害のある子どもの放課後の居場所の充実**を図る。

目標達成のための取組み

障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、必要な支援を受けられる体制の確保を図るとともに、聴覚障害児を支援する中核施設の機能強化や医療的ケア児の看護・介護を行う家族の負担軽減などに取り組む。

- (6) 相談支援体制の充実・強化
- (新) 令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援を強化する体制を確保する。

目標達成のための取組み

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、相談支援事業の人材育成支援や相談支援機関との連携強化に努める。

- (7) 障害福祉サービス等の質の向上
- (新)令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築する。

目標達成のための取組み

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果・ 指導監査結果の関係自治体間の共有体制の構築に取り組む。

- (8) 発達障害児·者支援の充実·強化 ※ 本市独自の目標
- (新)令和5年度末までに発達障害児・者のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制を構築する。

目標達成のための取組み

健診や特性評価、就学準備など、就学前児童を対象とした早期支援システムの試行を複数の地域 で行うとともに、発達障害者支援地域協議会に専門部会を設け、成人後までの支援体制や、強度行 動障害の支援体制の構築に取り組む。

5 活動指標(抜粋)

成果目標を達成するために必要な量の見込み等をこれまでの実績を踏まえて設定

① 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護等)

区分	R 3	R4	R 5
利用者数	2,018 人	2,050 人	2,082 人
利用時間	48,832 時間	50,502 時間	52,171 時間

② 日中活動系サービス

生活介護

区分	R 3	R4	R 5
利用者数	2,920 人	2,930 人	2,940 人
利用日数	59,557 人日	60,300 人日	61,044 人日

就労継続支援(A型・B型)

区分	R 3	R4	R 5
利用者数	3,623 人	3,687 人	3,742 人
利用日数	66,409 人日	67,755 人日	68,924 人日

③ 居住支援・施設系サービス

共同生活援助 (グループホーム)

区分	R 3	R4	R 5
利用者数	1,410 人	1,480 人	1,550 人

④ 相談支援

計画相談支援

区分	R 3	R4	R 5
利用者数	9,150 人	9,450 人	9,750 人

⑤ 障害児支援

児童発達支援

区分	R 3	R4	R 5
利用者数	628 人	648 人	668 人
利用日数	8,100 人日	8,358 人日	8,616 人日

放課後等デイサービス

区分	R 3	R4	R 5
利用者数	1,976 人	2,050 人	2,116 人
利用日数	31,215 人日	32,882 人日	34,326 人日

⑥ 発達障害者支援関係

発達障害者支援センターによる相談支援

区分	R 3	R4	R 5
相談件数	3,800 件	3,800 件	3,800 件

発達障害者支援センター等の関係機関への助言

区分	R 3	R4	R 5
助言件数	54 件	54 件	54 件

6 地域生活支援事業(抜粋)

成果目標の達成に資するよう、地域の実情に応じて実施する事業について、これまでの実績及 び今後の見込み量等を踏まえて設定

① 日常生活用具給付事業

区分	R 3	R4	R 5
利用者数	13,703 人	13,970 人	14,243 人

② 手話通訳者派遣事業

区分	R 3	R4	R 5
利用者数	2,915 件	3,060 件	3,213 件

③ 移動支援事業

区分 R3 R4 R5 利用者数 583 人 593 人 603 人 利用時間 86,597 時間 86,797 時間 86,997 時間

④ 日中一時支援事業(日帰りショートステイ)

区分	R 3	R4	R 5
利用者数	142 人	147 人	152 人
利用回数	6,662 回	6,862 回	7,062 回